

大多喜町 空き家・空き地バンク登録手順

STEP① 空き家・空き地バンクって??

バンクに登録された町内の空き家や空き地を、借りたい・買いたい方に紹介する仕組みです。



家の中に家財道具が・・・
家の周りの草刈りや庭の木を切らな
きや・・・



相続登記したけれど、誰かに
貸せる? 売れる?

家の中を直さなきゃ
住めなさそうだけど?



大多喜町空き家・空き地バンクに相談

STEP② バンクに登録するには??

役場のバンク担当と宅地建物取引業者（不動産会社）に相談いただき、『空き家バンク登録申込書』を作成し提出
(バンク登録は無料です)



【家財道具等の撤去の補助金】
撤去費用の2分の1
(上限20万円まで)

★草刈りを業者に頼んだ場合も補助対象
です。

- (1)撤去前に申請をする。
 - ①撤去に係る見積書を入力。
 - ②撤去前の写真を撮る。
 - ③申請書類と①と②を大多喜町へ
- (2)撤去等の実施(業者は町内外問わず)
- (3)実績報告と請求
 - ①先に撤去費用を支払う。
 - ②領収書の写しを用意する。
 - ③家財道具等の撤去先がわかる書類を
用意する。
 - ④撤去後の状況がわかる写真を撮る。
 - ⑤実績報告書類と②～④を大多喜町へ
- (4)後日、町から補助金が支払われます。

トラブル防止のため、宅地建
物取引業者(不動産会社)に
よる仲介を依頼
(費用は登録者負担です)

- 物件の確認・相場の確認
- 賃貸か売却か検討
- 条件設定

STEP③ ホームページ等紹介用
に、物件の写真(内外)を撮影
家主立ち会いまたは不動産会社に
鍵を管理委託

STEP④ ホームページ等への掲
載、問合せ対応、希望者への紹介
(見学)

【リフォームの補助金】
100万円以上の工事費用
の3分の1
(上限100万円まで)

★現況のまま、売る方もいます。
買う方が自由にリフォームしたいという方も
多いです。

- (1)工事前に申請をする。
 - ①工事に係る見積書を入力。
 - ②工事予定箇所の写真を撮る。
 - ③工事内容を明らかにする図面を入力。
- (2)工事の実施(町内業者に限ります。)
- (3)実績報告と請求
 - ①先に工事費用を支払う。
 - ②契約書等の写しを用意する。
 - ③領収書の写しを用意する。
 - ④工事完了後の写真を用意する。
 - ⑤実績報告書類と②～④を大多喜町へ
- (4)後日、町から補助金が支払われます。

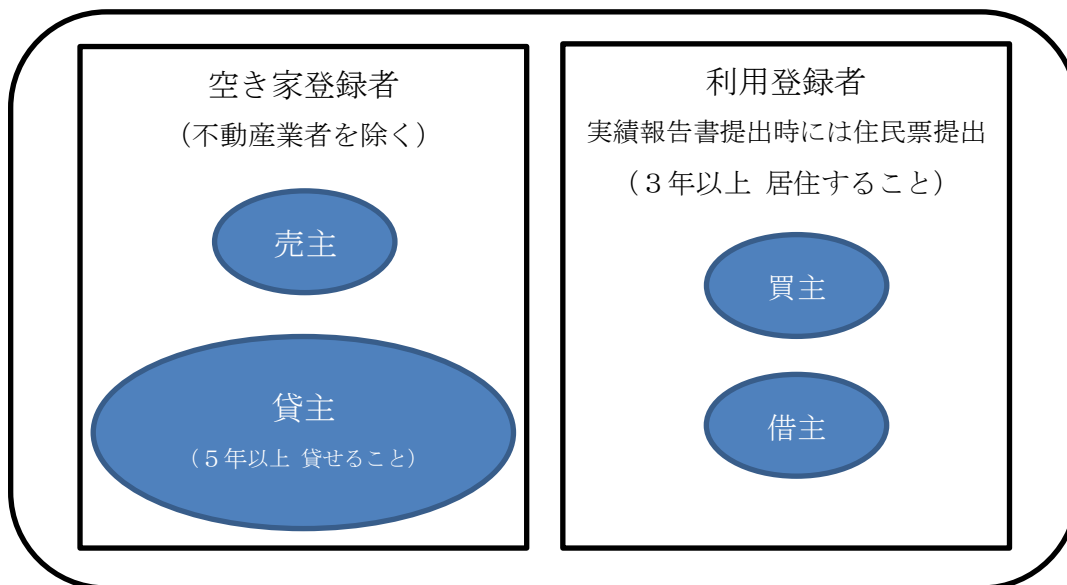


ありがとうございます。希望者の方と契約を結び、終了となります。

登録から成約まで約1ヵ月という過去の事例もあります。

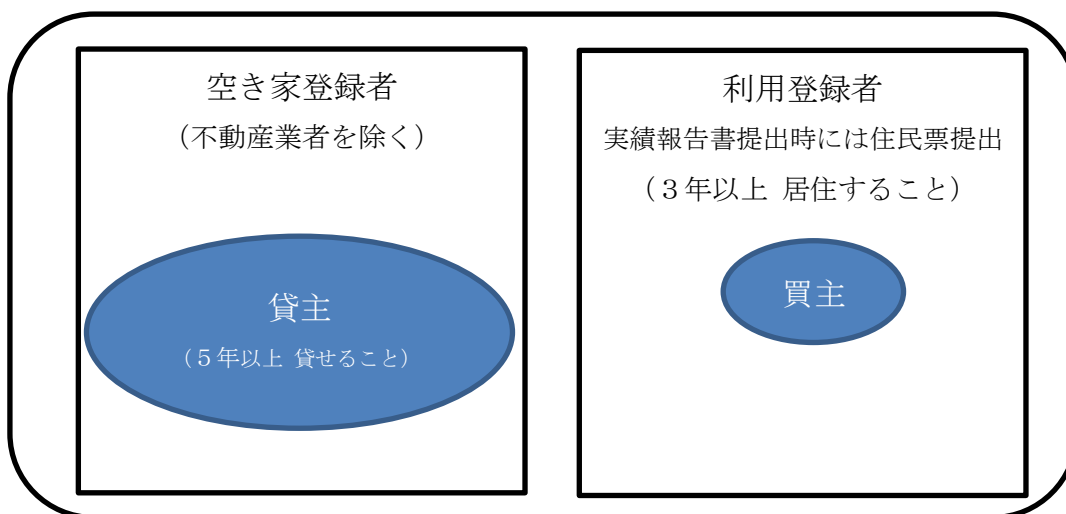
詳しくは、大多喜町役場 商工観光課 交流促進係 ☎0470-82-2176 までお問い合わせください。
〒298-0292 千葉県夷隅郡大多喜町大多喜 270-1 (観光本陣内に事務室があります)

家財道具等撤去 補助対象



※撤去費1/2の補助金額20万円が上限

利用促進奨励金 交付対象



※100万円以上の工事費が対象。工事費1/3の補助金額100万円が上限

※町内建設業者に発注のこと

※合併浄化槽設置費は利用促進奨励金の対象外

※環境水道課が管轄する合併浄化槽設置整備事業補助金対象は町内に住民票のある方

大多喜町不動産業者一覧

名前	所在地	電話 サイトURL
(株)アースワーク	大多喜町横山680-1	0470-82-5777 http://www.earthworks.jp
(株)スマイルライフ (貝塚不動産)	大多喜町大戸587-1	0470-64-6641 090-8686-2814 http://www.smile-life.net
穴倉地所(株) (土地のみ扱っている)	大多喜町新丁5	0470-82-5001

大多喜町建設業組合加入業者及び補助事業実績の多い工務店

区分	名称	住所	連絡先	備考
建設業組合	1 (有)市川工務店	大多喜町 西部田173	0470-82-3817	町の新築・リフォーム 補助の実績有
	2 アンザイ工務所(有)	大多喜町 小土呂424	0470-82-2043	町のリフォーム 補助事業の実績有
	3 音羽建設(有)	大多喜町 新丁55	0470-82-3041	
	4 渡邊建築	大多喜町 弓木422	0470-83-0480	
実績業者	5 平林建設(株)	大多喜町 森宮109-1	0470-82-4982	町の新築・リフォーム 補助の実績有
	6 岡本建築	大多喜町 栗又480	0470-85-0509	町のリフォーム 補助事業の実績有

※上記にあげた業者以外にも町内の取扱い業者であれば補助対象となります。

大多喜町廃棄物処理指定業者

名称	所在地	電話番号
伸栄興産(株)	大多喜町久保310-6	0470-82-2777
みどり産業(株)	市原市五井9093-3	0800-8080-110 (かたづ警察 HPあり)

空き家利用促進奨励金

申請手続きと必要書類

【制度の概要】

- ・賃貸物件は、空き家登録をした貸主(不動産業者を除く)が行う工事で、奨励金交付を受けてから5年以上貸し出しができるもの
- ・売却物件は、空き家利用登録(当該物件を購入する前に)した買主が行う工事で、奨励金交付を受けてから3年以上居住できるもの
- ・町内施工業者が行う工事で、工事価格(消費税除く)が100万円以上の工事が対象となり、その工事価格の1/3か100万円のいずれか低い額が補助額となります。
- ・浄化槽の転換等浄化槽設置に係る工事は補助対象外となります。
⇒環境水道課で実施している浄化槽設置補助金の対象となる場合があります。(町民)
- ・申請した年度内(3月31日まで)に完了する工事が対象となります。

【手続きの流れ】

1. 申請者:交付申請書の提出
(工事着工前の写真、見積書、図面などの添付書類を添えて提出)
2. 町 :交付決定通知書の送付(※決定通知書を受理後に工事を着工してください)
3. 申請者:工事着工
4. 申請者:工事完了後、実績報告書の提出
(工事完了後の写真、契約書や領収書の写しなど添付書類を添えて提出、物件購入者の場合は、工事後に当該地に住民票をおくことが必要です。)
5. 申請者または施行者及び町:
14日以内に完了検査を現地にて実施(現地で写真を撮影します)
→※施工業者も立会いをお願いします。
6. 町 :確定通知書の送付
7. 申請者:交付請求書の提出
8. 町 :補助金の振込

* 工事の途中で、変更が生じた場合はその時点で下記へ連絡をお願いします。
補助額に変更が生じる場合には変更申請書の提出が必要となります。
工事完了後では変更申請の受付はできず、補助金の対象外となる場合がありますので、
ご注意ください。

別 記

第1号様式（第3条関係）

補助金等交付申請書

年 月 日

大多喜町長

様

住所又は所在地

申請団体名

申請者氏名

年度において、次の事業を実施したいので、大多喜町補助金等交付規則第3条の規定により、次のとおり申請します。

- 1 補助事業等の名称 空き家利用促進奨励金
- 2 補助事業等の内容 空き家・空き地バンク制度登録家屋の修繕、改築費用助成
- 3 補助事業等の効果 定住促進、空き家の有効活用、地域経済の活性化
- 4 補助事業等に要する経費及び負担区分等

(単位：円)

事業費の総額	負 担 区 分			補助金等申請 額の算出基礎
	補助金等申請額	団体負担額	その他財源	
				改修費の1/3以内 で上限100万円

- 5 事業の着手及び完了予定年月日
着手 予定 年 月 日
完了 予定 年 月 日

6 添付書類

- (1) ~~事業計画書~~
- (2) ~~収支予算書~~
- (3) ~~実施設計書~~（工事の施行に限る。）
- (4) その他 別紙のとおり

別紙： 交付申請書に添付する書類

1. 本町が賦課する町税等に未納がないことを証する書類（納税証明書+同意書）
*改修時点で町外に居住されている方は実績報告時に提出いただきます
2. 工事見積書の写し
3. 工事予定箇所の写真
4. 工事の内容を明らかにする図面

町税等納付状況調査同意書

年 月 日

大多喜町長 様

交付申請者 住所

氏名

同居者 氏名

〃 氏名

〃 氏名

〃 氏名

〃 氏名

大多喜町空き家利用促進奨励金補助金交付申請にあたり、私に係る町税等の納付状況について、貴職が職権で調査することに同意します。

納付状況調査に同意する項目

- 1 町県民税
- 2 固定資産税
- 3 軽自動車税
- 4 国民健康保険税
- 5 介護保険料
- 6 学校給食費
- 7 保育料
- 8 水道料金
- 9 住宅使用料
- 10 後期高齢者医療保険料

補助事業等実績報告書

年 月 日

大多喜町長 様

住所又は所在地

申請団体名

申請者氏名

年度において実施した次の補助事業等の実績について、大多喜町補助金等交付規則第12条の規定により、関係書類を添えて次のとおり報告します。

1 補助事業等の名称 空き家利用促進奨励金

2 補助事業等に要した経費及び負担区分等

(単位：円)

事業費の総額	負 担 区 分			超過交付による返済額
	補助金等の額	団体負担額	その他財源	

3 事業の着手及び完了年月日

着手 年 月 日

完了 年 月 日

4 添付書類

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(3) その他 別紙のとおり

別紙： 実績報告書に添付する書類

1. 申請者が購入者の場合、世帯全員分の住民票の写し又は外国人登録原票記載事項証明書
2. 交付申請時に町外に在住していた購入者については、本町が賦課する町税等に未納がないことを証する書類
3. 契約書又は請書の写し
4. 領収書の写し
5. 工事完了後の住宅状況を明らかにする写真

補助金等交付請求書

年 月 日

大多喜町長 様

住所又は所在地
申請団体名
申請者氏名

年 月 日付け 第 号の4をもって額の確定があった補助金等を、大多喜町補助金等交付規則第15条の規定により、次のとおり請求します。

- 1 交付確定額 円
- 2 既概算払（前金払）交付額 円
- 3 今回請求額 円
- 4 振込先

金融機関名	銀行・農協 信金・信組	本店・支店 本所・支所
預金種目	1普通 2当座 3その他（ ）	(ふりがな) 口座名義人 ()
口座番号		

○大多喜町空き家利用促進奨励金交付要綱

平成23年3月25日

告示第25号

改正 平成24年6月20日告示第52号

平成28年3月11日告示第13号

平成31年3月22日告示第14号

(趣旨)

第1条 この要綱は、大多喜町空き家・空き地バンク制度要綱（平成23年告示第20号。以下「制度要綱」という。）第2条第1号に規定する空き家・空き地バンク制度への登録の促進と登録物件の充実を図ることにより、定住促進及び空き家の有効活用と地域経済の活性化に資するため、予算の範囲内において、大多喜町補助金等交付規則（昭和55年規則第12号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、奨励金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 空き家・空き地バンク制度に登録された物件で、人の居住の用途に供する家屋であるもの（建築物若しくは土地を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有するものを除く。）をいう。
- (2) 空き家改修工事 空き家の修繕若しくは改築又は住宅の機能向上のために行う改造のための工事をいう。
- (3) 町内建設業者 町内に本店を有する法人又は個人事業主で空き家改修工事を行うものをいう。
- (4) 町税等 町税、国民健康保険税、介護保険料、保育料、給食費、水道料金及び住宅使用料をいう。
- (5) 個人住宅 自己の居住の用に供する住宅をいう。
- (6) 併用住宅 居宅の他に店舗、事務所等の部分のある住宅をいう。

(奨励金交付対象者)

第3条 この要綱により奨励金の交付を受けることができる者は、町内において居住の用途に供するため、空き家の改修を行う者で、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 制度要綱第2条第5号に規定する空き家・空き地登録者（空き家の貸主に限る。）であって奨励金の交付を受けた日から5年以上当該空き家の貸出しができるもので、かつ、制度要綱第2条第7号に規定する利用登録者に当該空き家を貸し出すもの又は利用登録者（空き家の購入者に限る。以下「購入者」という。）であって奨励金の交付を受けた日から本町に3年以上居住できるものであること。
- (2) 空き家改修工事を町内建設業者において行う者であること。

(3) 世帯全員が本町から賦課されている町税等を滞納していないこと。

(4) 当該年度内に空き家改修工事が完了すること。

2 この要綱により奨励金を受けることができるのは、同一申請者及び同一物件に対して1回を限度とする。

3 対象となる空き家改修工事について、本町で実施している他の制度による補助金、助成金又は保険給付金を受けている者は、この要綱により奨励金の交付を受けることができない。

4 本奨励金について住宅リフォーム奨励金との併用はできないものとする。

(奨励金交付対象金額)

第4条 奨励金の対象となる空き家改修工事の費用は、工事金額(消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。)が100万円以上の空き家改修工事に要した費用とする。

2 前項の場合において、併用住宅の空き家改修工事については、個人住宅部分を交付対象とし、共用部分については床面積の割合で按分し、交付対象金額を算出する。

3 合併処理浄化槽の設置に係る費用は、奨励金の対象外とする。

(奨励金の額)

第5条 奨励金の額は、交付対象金額の3分の1以内の額とし、1件当たり100万円を限度とする。この場合において、奨励金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額を奨励金の額とする。

(奨励金の交付申請)

第6条 規則第3条第2項第4号に規定する書類は、次のとおりとする。

(1) 本町が賦課する町税等に未納がないことを証する書類。ただし、町外に在住している購入者については実績報告書提出時に提出するものとする。

(2) 工事見積書

(3) 工事予定箇所の写真

(4) 工事の内容を明らかにする図面

(実績報告書の提出)

第7条 規則第12条第3号に規定する書類は、次のとおりとする。

(1) 申請者が購入者の場合、世帯全員分の住民票の写し

(2) 契約書又は請書の写し

(3) 領収書の写し

(4) 工事完了後の住宅状況を明らかにする写真

(5) その他町長が必要と認める書類

(補足)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成23年4月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（平成24年6月20日告示第52号）

この告示は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成28年3月11日告示第13号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成31年3月22日告示第14号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

空き家財道具等撤去費補助金

申請手続きと必要書類

着手前

1 補助金等交付申請書を役場に提出

【交付申請時に添付する書類】

- (1) 本町が賦課する町税等に滞納がないことを証するための同意書
- (2) 家財道具等の撤去（庭木の剪定等を含む）に係る見積書の写し
- (3) 家財道具等の撤去（庭木の剪定等を含む）前の写真
- (4) 空き家所有者承諾書（別記様式）

※賃借人が賃貸物件の家財道具等を撤去する場合

2 役場が補助金等決定通知書を送付

着手

3 家財道具等の撤去実施 業者に依頼する場合はこの段階で発注してください。

※後に実績報告をいただく際、家財道具を撤去している作業中の写真と作業完了後の写真が必要になります。撮影をお願いします。

完了後

4 補助金等実績報告書を役場に提出

【実績報告書に添付する書類】

- (1) 申請者が利用登録者（物件購入者又は賃借人）の場合は、世帯全員の住民票の写し
- (2) 契約書又は請書の写し※申請者が業者等へ委託をした場合
※申請者から業者へ提出した発注依頼書の写しでも可
- (3) 領収書の写し ※業者から申請者へ撤去費の合計金額が記された領収書
- (4) 家財道具等の撤去先が確認できる書類（どこに廃棄したかわかるもの）
 - ① 廃棄処理施設等での領収書（環境センターやゴミ処理センターなど）
 - ② 廃棄処理施設等での廃棄風景がわかる写真
- (5) 家財道具等の撤去後の状況を明らかにする写真
 - ② 家財道具やゴミなどを搬出する前の取りまとめた写真
 - ② 完了撤去後の家屋内や庭の写真

5 役場が現地を確認（14日以内）、確定後に補助金決定額振込

別 記

第1号様式（第3条関係）

補助金等交付申請書

年 月 日

大多喜町長

様

住所又は所在地

申請団体名

申請者氏名

年度において、次の事業を実施したいので、大多喜町補助金等交付規則第3条の規定により、次のとおり申請します。

- 1 補助事業等の名称 空き家家財道具等撤去費補助金
- 2 補助事業等の内容 空き家・空き地バンク制度登録家屋に残存する家財道具等の撤去
- 3 補助事業等の効果 定住促進、空き家の有効活用
- 4 補助事業等に要する経費及び負担区分等

(単位：円)

事業費の総額	負 担 区 分			補助金等申請額の算出基礎
	補助金等申請額	団体負担額	その他財源	
				撤去費用の1/2以内で上限20万円

- 5 事業の着手及び完了予定年月日
着手 予定 年 月 日
完了 予定 年 月 日

6 添付書類

- (1) ~~事業計画書~~
- (2) ~~収支予算書~~
- (3) ~~実施設計書~~（工事の施行に限る。）
- (4) その他 別紙のとおり

町税等納付状況調査同意書

年 月 日

大多喜町長 様

交付申請者 住所

氏名

同居者 氏名

〃 氏名

〃 氏名

〃 氏名

〃 氏名

大多喜町空き家財道具等撤去費補助金交付申請にあたり、私に係る町税等の納付状況について、貴職が職権で調査することに同意します。

納付状況調査に同意する項目

- 1 町県民税
- 2 固定資産税
- 3 軽自動車税
- 4 国民健康保険税
- 5 介護保険料
- 6 学校給食費
- 7 保育料
- 8 水道料金
- 9 住宅使用料
- 10 後期高齢者医療保険料

別記様式（第6条関係）

空き家所有者承諾書

年 月 日

大多喜町長 様

(空き家所有者)

住 所

氏 名

私は、大多喜町空き家・空き地バンク制度要綱に登録した下記物件に残存する家財道具等の撤去を借借人が行うことについて承諾します。

記

- 1 物件所在地 大多喜町
- 2 借借人氏名

補助事業等実績報告書

年 月 日

大多喜町長 様

住所又は所在地

申請団体名

申請者氏名

年度において実施した次の補助事業等の実績について、大多喜町補助金等交付規則第12条の規定により、関係書類を添えて次のとおり報告します。

1 補助事業等の名称 空き家家財道具等撤去費補助金

2 補助事業等に要した経費及び負担区分等

(単位：円)

事業費の総額	負 担 区 分			超過交付による返済額
	補助金等の額	団体負担額	その他財源	

3 事業の着手及び完了年月日

着手 年 月 日

完了 年 月 日

4 添付書類

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(3) その他 別紙のとおり

《実績報告書添付書類の例》

(4) 家財道具等の撤去先が確認できる書類（どこに廃棄したかわかるもの）

① 廃棄処理施設等での領収書（環境センターやゴミ処理センターなど）

受 領 書


得意先	[REDACTED]			殿
納入先	[REDACTED]			
品名	[REDACTED]			
車種番号	[REDACTED]	数量	0.46	t
累計台数	1台	累計数量	0.46	t
運搬区分	大型	小型	持込	
	現場引取	大小	現場帰引	大小 工場持込
	時	間	温	度
プラント出発	16	: 32		℃
現場到着		:		℃
備考				
出荷係	[REDACTED]	受領印	[REDACTED]	

お願い! ダンプ後進時に誘導をお願いします。

領収書・計量票

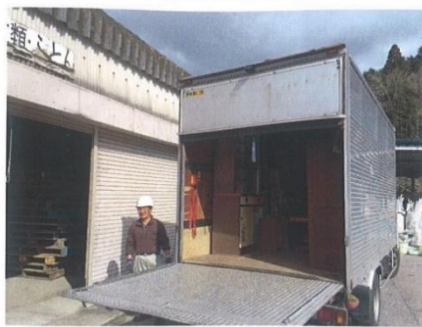
様

日時	[REDACTED]	14時11分
車番	[REDACTED]	受付番号 10
業種	3 一般	
銘柄	11 木製家具	
総重	3130 kg	
風袋	2850 kg	
正味	280 kg	
単価	3.0 円	
料金	840 円	



大多喜町環境センター
 大多喜町新喜用562
 TEL 0470-83-0331

② 廃棄処理施設等での廃棄風景がわかる写真



(5)家財道具等の撤去後の状況を明らかにする写真

①家財道具やゴミなどを搬出する前の取りまとめた写真



②完了撤去後の家屋内や庭の写真



□□□□会社 〒298-0216 千葉県夷隅郡大多喜町大多喜△△
電話 0470-82-0000

補助金等交付請求書

年 月 日

大多喜町長 様

住所又は所在地

申請団体名

申請者氏名

年 月 日付け 第 号の4をもって額の確定があった補助金等を、大多喜町補助金等交付規則第15条の規定により、次のとおり請求します。

- 1 交付確定額 円
- 2 既概算払（前金払）交付額 円
- 3 今回請求額 円
- 4 振込先

金融機関名	銀行・農協 信金・信組	本店・支店 本所・支所
預金種目	1普通 2当座 3その他（ ）	(ふりがな) 口座名義人 ()
口座番号		

○大多喜町空き家家財道具等撤去費補助金交付要綱

平成27年7月31日

告示第57号

改正 平成28年8月5日告示第62号

平成31年3月22日告示第13号

(趣旨)

第1条 この要綱は、空き家の有効活用を図るため、空き家の家財道具等を撤去する費用の一部を補助することについて、予算の範囲内において、大多喜町補助金等交付規則（昭和55年規則第12号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 大多喜町空き家・空き地バンク制度要綱（平成23年告示第20号。以下「制度要綱」という。）第3条第2項の規定により大多喜町空き家・空き地バンク登録台帳に登録された家屋をいう。
- (2) 家財道具等 空き家に残存する家財道具又は当該空き家敷地内の雑草若しくは樹木をいう。
- (3) 空き家・空き地登録者 制度要綱第2条第5号に規定する者をいう。
- (4) 利用登録者 制度要綱第2条第7号に規定する者をいう。
- (5) 町税等 町税、国民健康保険税、介護保険料、保育料、給食費、水道料金及び住宅使用料をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、町内において居住の用途に供するため、空き家の家財道具等の撤去を行う者であって、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 空き家・空き地登録者（建築物若しくは土地を販売し、又は賃貸する事業を行う者を除く。）又は利用登録者であること。この場合において、貸主にあつては補助金の交付を受けた日から5年以上貸出しができ、利用登録者にあつては補助金の交付を受けた日から3年以上当該物件に居住することができるものであること。
- (2) 補助対象者と同一の世帯に属する者全員（以下「世帯全員」という。）が本町から賦課されている町税等を滞納していないこと。
- (3) 当該年度に家財道具等の撤去が完了すること。
- (4) 対象となる家財道具等の撤去について、本町で実施している他の制度による補助金、助成金、奨励金又は保険給付金の交付を受けていないこと。

2 補助金は、同一補助対象者及び同一物件に対して1回を限度として交付する。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、空き家の家財道具等の撤去に要する経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とし、1件あたり20万円を限度とする。

この場合において、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額を補助金の額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 規則第3条第2項第4号に規定する書類は、次のとおりとする。

- (1) 本町が賦課する町税等に滞納がないことを証する書類。ただし、町外に在住している利用登録者については、実績報告書提出時に提出するものとする。
- (2) 家財道具等の撤去に係る見積書の写し
- (3) 家財道具等の撤去前の写真
- (4) 空き家所有者承諾書(別記様式)。ただし、補助金の申請を行う者(以下「申請者」という。)が利用登録者であって、賃貸物件の家財道具等を撤去する場合に限る。
- (5) その他町長が必要と認める書類

(実績報告書の提出)

第7条 規則第12条第3号に規定する書類は、次のとおりとする。

- (1) 申請者が利用登録者の場合は、世帯全員の住民票の写し
- (2) 契約書又は請書の写し。ただし、申請者が業者等へ委託をした場合に限る。
- (3) 領収書の写し
- (4) 家財道具等の撤去先が確認できる書類
- (5) 家財道具等の撤去後の状況を明らかにする写真
- (6) その他町長が必要と認める書類

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成28年8月5日告示第62号)

この告示は、公示の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則(平成31年3月22日告示第13号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。